平成 23 年度 第1回石狩市行政評価委員会

日時: 平成 23 年 4 月 15 日(金) 10 時 00 分~ 場所: 市役所 3 階 庁議室

企画経済部 企画課

【会議次第】

- 1 開 会
- (1) 委嘱状の交付
- 2 挨 拶 石狩市長 田岡克介
- 3 議 題
- (1)委員長・副委員長の選任
- (2) 今後の進め方
 - 行政評価制度の概要
 - ・今年度のスケジュール
- (3) 評価対象施策の選定
- 4 その他
- 5 閉 会

第1回石狩市行政評価委員会提出資料

1	石狩市行政評価委員会委員名簿	••••• P1
2	委員会の概要	P 2
3	平成23年度スケジュール	P5
4	施策別事務事業及び評価実施年度	••••• P7
5	石狩市行政評価委員会設置要綱	P9

(別添資料)

- 第 4 期石狩市総合計画(基本構想)
- 第 4 期石狩市総合計画(戦略計画)
- 平成22年度石狩市行政評価報告書
- ・平成22年度行政評価(施策・事業)の結果
- ・平成23年度施策評価シート
- ・平成23年度(平成22年度実施事業)事業評価シート

石狩市企画経済部企画課

1 石狩市行政評価委員会委員名簿

区分	氏 名
	(いわさき ゆうぞう)
	岩崎 雄三
	(はせべ きよし)
非公募	長谷部 清
	(まつい よしたか)
	松井 義孝
	(ほり ひろこ)
小 曹	堀 弘子
公募	(ほりうち ひでかず)
	堀内 秀和

※敬称略

<事務局>

企画経済部企画課 松田、佐々木(大)、笠井 061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

電 話 72-3161

ファックス 72-3540

E-mail kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

2 委員会の概要

石狩市は、平成19年3月に第4期石狩市総合計画(戦略計画)を策定しました。今後は戦略計画に基づき、計画的にまちづくりを推進していく必要がありますが、そのためには施策評価の実施が不可欠です。

この戦略計画は、施策評価の実施を前提として策定されたものであり、各施策の目標を 数値などで示していることから、成果重視の視点で各施策及びそれに関連する事務事業を 評価することが可能なものとなっています。

以上のことから、石狩市行政評価委員会を設置し、19年度より市民目線による行政評価を実施しています。

(1) 行政評価とは

近年、行政活動に対しては、その意図や内容などを市民に説明する責任(アカウンタ ビリティ)の確立、より効率的な行政運営の実現、成果志向への対応など、さまざまな課 題が投げかけられています。行政評価は、こうした時代の要請を背景として、最近、多く の自治体で導入、あるいは導入に向けての検討が行われています。

行政評価には決まった方式はなく、各自治体がそれぞれ独自の取組みを展開していますが、共通する要素を簡単にまとめると、「行政の活動を一定の観点から評価し、その結果を次の活動に反映するための取組み」ととらえることができます。つまり、行政活動に「計画 $(P: \mathcal{I}) \to \mathbb{F}$ ($D: \mathbb{F}$) $\to \mathbb{F}$ ($D: \mathbb{F}$

(2) 石狩市における行政評価導入

石狩市においては、平成13年度から行政評価導入に向けての取組みを始めました。 この取組みを開始するに当たり、次のような方針を立て、これに基づいて進めることとしていますが、この方針は必要に応じて修正していくこととしています。

ア 行政評価導入の目的と留意事項

【第1の目的】

市民と市とが共に市のあり方について考え、協働していくための基礎データを整理・提供すること。

このことから、石狩市の行政評価システムは、市民が理解しやすい評価方法とすること (例えば、市民への事業効果を重視したり、評価の基準を数値化したりするなど)、市民 に分かりやすい公表方法とすること、市民意見を踏まえて評価を行う仕組みとするなどの 要素を取り入れることが必要となります。

【第2の目的】

費用対効果の観点や社会的ニーズの変化を踏まえ、行政資源の適切な配分を図ること。

このことから、評価に当たっては、事業コスト(直接的な事業費だけでなく、事業に携わった職員の人件費なども含む。)を正確に把握すること、事業目的の合理性と目的達成の手段として、その事業内容が妥当性を持つかどうかの確認を行うなどのプロセスを踏むと同時に、評価結果を予算編成や市職員の定員管理にフィードバックする仕組みを導入することが必要となります。

【第3の目的】

業務の自己点検、業務目的の自己管理を通して、行政活動全般の底上げを図ること。

このことから、石狩市の行政評価には、事業担当課が自らの事業を評価し、その結果を 踏まえて事業の目標を設定し、事業実施後にはその目標がどれだけ達成できたかをチェッ クするとともに、その原因を分析するという要素を取り入れることが必要となります。

イ 行政評価導入の手順

(ア)評価の対象

一般に行政の活動は、政策 - 施策 - 事業の枝分かれ構造になっており、それぞれが下位の活動の目標となり、上位の活動の手段となるという関係になっています。また、行政活動には福祉、防災、経済、教育などさまざまな分野があります。

行政評価を行うに当たっては、これらのうちのどのレベル、どの分野の活動を評価の対象にするかを決める必要があります。石狩市では、最終的には行政活動の全分野について政策・施策レベル及び事業レベルの評価を実施しますが、市役所として評価技術を身に付けることや政策・施策レベルの評価に必要なデータを整理収集するという意味で、導入当初は事業レベルの評価から実施し、順次上のレベルの評価にとりかかることとしています。

(イ)評価の方法

評価のタイミングとしては、大きく分けると事前評価と事後評価に分かれますが、 石狩市においては、事業実施後にその実績と効果に基づいて評価し、次の目標を設定す る事後評価を基本とし、政策・施策レベルの評価については、実施前に有効性の予測と 成果目標の設定を行うこととしています。

(3) 評価の視点

行政評価は、行政が自ら事業の評価を行い、その結果を踏まえて行政活動を見直し、その進め方を改善するための仕組みです。しかし、行政が自ら行う内部評価は、主観的な評価になりがちなことから、行政評価委員会は行政が行う内部評価に対して、客観的立場に立って市民の視点から評価を行います。

施策が目指す目標に対して関連事業は本当に有効な事業となっているのか、費用対効果や施策に対する貢献度から見て本当に必要な事業といえるのか、施策の成果を向上させる取り組みとして不足しているものはないか等様々な角度から検証します。

また、戦略計画の後期見直しに向け、成果指標の見直しや新たな目標値の設定についても検討します。

3 平成23年度スケジュール

	行政評価委員会	施策評価	事業評価	備考
4月	第1回委員会 (4/15)	評価シート作成	評価シート作成	
4月			計価シード形成	
5月	① 評価シートの送付			
57	② 第 2~5 回委員会			
6月	③ (施策評価シートの作成)			定例会
	④ 第6回委員会			足例云
7月	⑤ 第 7~12 回委員会	パブリック		
7.7		※広報		
	⑥ 第 13~15 回委員会	<u> </u>		
8月				
	⑦ 市長報告		*	
			2 次評価(部長)	
9月		7/2		定例会
		最終評価(行	政評価会議)	
				予算編成
10 月				作業

① 評価シートの送付

第1回委員会で選定した「施策」及び関連する各種「事業」の評価シートを事前に送付 します。

送付した評価シートの中で事業の詳細や取組み状況について、シートから読み取れない 内容の確認や質疑事項などの最終的な指摘事項等を想定した「評価意見(案)」もしくは「確 認事項」を事前(評価委員会開催2日前まで)に、事務局に通告していただきます。

(第2回委員会でヒアリングを実施する施策につきましては、評価シートの送付までには、 お知らせいたします。)

② 第2回~5回行政評価委員会

第1回委員会で選定した施策に関連する各種事業について、関係部局(課長職)とのヒアリングを実施します。ヒアリングの実施にあたっては、各委員から事前通告のあった「評価意見(案)」等への所管部局の回答などを整理し、ヒアリング当日に各委員に配布します。

③ 施策評価シートの作成

第5回委員会までのヒアリングを終えた後、各委員による施策評価シートを作成していただき、課題や評価ポイントの抽出を行います。

④ 第6回行政評価委員会

各委員に作成していただいた評価シートをもとに、第7回から行う関係部局(部長職) とのヒアリングに向けた課題や評価ポイントの共有を図ります。

⑤ 第7回~12回行政評価委員会

最終的に施策評価シートをまとめるための担当部長ヒアリングを行います。

⑥ 第13回~15回行政評価委員会

最終報告書の取りまとめを行います。

⑦ 市長報告

「平成23年度 石狩市行政評価報告書」により、評価結果を市長に報告。

4 施策別事務事業数及び評価実施年度

• 5つのめざすまちのテーマ (31施策)

(H23.3.31 現在)

	9	• >			, ,	- 70 -	/14/		(-		0, 01	7614	-/
安全	全・安心・快適なまち	뾎	19	20	21	22	元気	で活力あるまち	韘	19	20	21	22
	1 道路網の整備	6				•		1農林業の振興	31				•
	2除排雪対策の充実	3			•			2 水産業の振興	15		•		
テ	3 公共交通環境 の充実	5					テーマ3	3 商工業/振興と創業・起業//促進	14			•	
ーマ 1	4 情報通信網の 整備	2						4 観光の振興	7				
	5上・下水道の整備	11			•			5 石狩湾新港地域の振興	3				•
	6 住宅・住環境の整 備	12		•				6 雇用・勤労者対策の推進	4			•	
	7 消防・防災体制の 充実	4				•	豊か	な自然を守り育てる	繋	19	20	21	22
	8 生活安全·交通安 全対策の充実	7			•			1 環境施策の推進	7			•	
	9消費者対策の推進	3			•		テー	2 公園・緑地・水辺の整備	12				
健原すま	表でしあわせに暮ら	業	19	20	21	22	4	3 資源循環型社会の実現	12		•		
	1 保健・医療の 充実	27						4景観づくりの推進	1				
	2 高齢者福祉の充実	49		•			心豊	かに学び活動する	業	19	20	21	22
テー	3子育て支援の充実	37				•		1 生涯学習の推進	16		•		
2	4 障がい者福祉の充 実	19			•			2 学校教育の充実	39			•	
	5 地域福祉の充実	10			•		テー	3 青少年の健全育成	6				
	6 社会保障の充実	14			•		マ 5	4芸術・文化の振興	13				•
								5 スポーツ・レクリエーションの振興	13	•			
								6国内・国際交流の推進	3			•	
		_								_		_	

• 3つの原則(9施策)

(H23.3.31 現在)

健全	とな行財政運営	轢	19	20	21	22	地域	の輝きを大切に	轢	19	20	21	22
百	財政基盤の強化	25						個性ある地域の発展	6				
原 則 1	行政経営の改善	6					原則	コミュニティ活動の維持・強化	10	•			
	広域行政の適切な	1					3	適切・計画的な土地利用	4				
	活用	1						週切・計画的な土地利用					
一人	人ひとりが主人公		19	20	21	22							
原	まちづくりへの市	2											
原則 2	民参画・協働	2											
	情報公開と情報共	7											
	有の推進												
	男女共同参画の推進と人	2											
	権の尊重	2											

- ※ 事業⇒事務事業数 (H23.3.31 現在)
- ※ ●はその年度に評価を実施した施策

≪未評価の施策≫

【テーマ1】

・3 公共交通環境の充実 事務事業数 5事業・4 情報通信網の整備 事務事業数 2事業

【テーマ2】

・1 保健・医療の充実 事務事業数 27事業

【テーマ3】

・4 観光の振興 事務事業数 7事業

【テーマ4】

・2 公園・緑地・水辺の整備 事務事業数 12事業・4 景観づくりの推進 事務事業数 1事業

【テーマ5】

・3 青少年の健全育成 事務事業数 6事業

計 7 施策 6 0 事業 (H23. 3. 31 現在)

5 石狩市行政評価委員会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日 要綱第 36 号

(目的)

第1条 この要綱は、有識者及び市民で構成する石狩市行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置することにより、客観性及び透明性の高い行政評価を行うことを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 市役所外部の視点に立って行政評価を実施すること。
 - (2) 前号の評価対象の選定に関すること。
 - (3) 行政評価制度の改善に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

- 第3条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した5人以内とする。
 - (1) 市政について優れた見識を有する者
 - (2) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただ し、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選、副委員長 は委員長の指名により定める。
- 2 委員長は、評価委員会の会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 評価委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 評価委員会の会議は、公開する。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求めることができる。

第8条 評価委員会の庶務は、企画経済部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 評価委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年度施策評価シート

【5 パブリックコメント】
【6 行政評価委員会意見】
(1)現状の課題認識に関する意見
(2)今後の方向性に関する意見
(3)施策等に関する評価意見
【7 行政評価会議(最終評価)】
(1)重点的に取り組む事項(新に取り組む事業、規模拡大を図る事業等)
(2)見直しすべき事項(廃止、縮小、統合、改善を図る事業等)
(3) その他特記事項

平成23年度(22年度実施事業)事業評価シート

	番号	_	事業名											
総	テ	ー マ												
合計	施	策												
画	施策	(小)												
	3年度担	当所管	'		課長		担	当		電話		内線		
	2年度担				課長		担	当						
_	科目	会 計		(款		目)	事業		<u> </u>					
1, 31	事務分		□ 法定受託		治事務		サイ	П	□ 高い □ 低	((1)				
	実施形		□ 広足又記	<u>事物 □ □</u> □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		全部委託		 t⊵s		<u>.。.,</u> 補助・」	sh st	 □ その他	ı	
担地		/恋 条例等			,	土叩女叫		111		LHI TAJ _ 1	9)1%		,	
112 12	事業其		 □ 単年度の	7 ₁ □ য	 ⁷ 成	 年度			 年度					
	学 未为	7 I H J	□単午及の	<u> ウ ロ T</u>	-)火	十戊	~		平 及					
	①対	象(この事	業は誰、何を	対象としている	ますか?	')								
										→ 🕏	才象数			
										→ 🔻	才象数			
	②目	的•意図(3	この事業によっ	て対象をどの)ような	犬態にした	いので	すヵ	\?)			□→成果	指標	
								• • •						
	ク エ	郎/目体が	な事務事業の	内灾 手順力	・じた笛	対 一 号 書	キオノ					_\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	TF 1=	
	③ 于	权(共体的	は事份争未り	内谷、 于順位	にとで問	※1〜記戦し	ン まり /					二 <mark>〉 活動</mark> :	指標」	
事														
事業														
の														
内														
容	4事	業実施の	背景·個別計画	等										
	⑤この事業に対しての関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からの意見・要望等													
	○													
	⑥ 平	成22年度	に改善した事	項・重点的に	取組んた	ご事項とそ	の成果							
			士山	単位	H20)	H21	1	H22()	見込)		H23(予算	1)	
		財	支出金	千円										
	事			千円										
事業	事業費	内である。		千円										
かの	貝	一般		千円										
			小計(A)	千円		0			0		0		0	
コス	,		事人数(担当認								特定則	オ源名及び補助薬	率・充当率	
-	件	正職員(員の人件費) 人		0			0		0			
	人 件 費 等	その他間		千円		0					-4			
	寺		小計(B)	千円		0			0		0			
			·(A)+(B)	千円		0			0		0			
+					_		_			_	_			
争														
未														
事業費の														
使途等														
途														
4-4-														
等														

						0	- 0		0		
			指標名	単位	項目	H20	H21	H22	H23		
					目標値						
					実績値						
7	舌				達成率						
重	助				目標値						
扌	目				実績値						
木	票				達成率						
					目標値						
					実績値						
					達成率						
			指標名	単位		H20	H21	H22	H23		
					目標値						
	!:				実績値						
). E	戊				達成率 目標値						
l t	計				実績値						
村	票				達成率						
1.	, I.				目標値						
					実績値						
					達成率						
				ı	~= 777						
컱	長	評価(1次)									
	車型	業の成果につ	達成 <mark>効 _{弗田}</mark>	対効果の	高い						
有		の検証		の検証	(成れる対) 4	率的					
効	Ľ		達成していない 性 (ない)	7 1X III.	低い						
性			かなりある 妥 多少ある 当 さほどない 性	を縮小・廃	大きい						
	八天(果の向上余地	多少ある 当した場合	易合の影響	が 影響 ない ない						
					740,						
	珀	状の課題									
	坎	八の味起									
	1		○ 拡充 ○ 現行通り (D 改善	○ 縮小 ○	虚し 仕し 〇	その他				
今後		事業内容	○ 協儿 ○ 残打通り	ノ以告	O 4411, O	廃止・休止 〇	(O) IE				
		争未内谷									
の方			○ 増加 ○ 現行水準 () 減少	○ 予算なし	○ その他					
向		事業コスト	○ 増加 ○ 残打水準 ○		ひ ア昇なし	O CONE					
性		サネコハバ									
耳	業	に対する市民	意見等								
辛	張	評価(2次)	担当部長								
			反映								
± :	구 호	見等に対する	一部反映								
回名		兄寺に刈りる	不採用								
	7		実施済み								
			参考		1 1	T					
	事業	業の成果につ	達成 効 費用	対効果の	視した。	*** ***					
	いて	の検証		の検証	概ね効準	平的					
効			達成していない 性 極めて高い 妥		ナキハ						
性	施領	後への貢献度	高い。当事業	を縮小・廃	11.41.						
	から	みた優先度	極めて高い 妥 事業 高い 高くない 性	易合の影響	ない						
					<u> </u>	у					
	現	状の課題									
	- 50	IN THE REPORT OF									
_			○ 拡充 ○ 現行通り (つ 改善	〇 縮小 〇	廃止・休止 〇	その他				
今後		事業内容		- ~¤	<u> </u>	rr U					
仮の		L >K 1.17.									
方			○ 増加 ○ 現行水準 () 減少	○ 予算なし	○ その他					
		事業コスト	<u> </u>		<u> </u>						
方向性											